

千葉県立国府台高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成30年4月改訂

1 基本理念

- (1) 本校は、「いじめ防止対策推進法」(以下、「法」と言う。)第13条に基づき、教職員、生徒等から幅広く意見を聴取し、全職員の理解のもと、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等いじめの問題を克服するために、「学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校基本方針という。))を策定する。
- (2) いじめは「全ての生徒に関係し、どの生徒にも起こりうる問題」であることを全教職員が認識し、いじめ防止及び早期発見に取り組むことによって、生徒が安全に安心して学習及びその他の活動に取り組むことができるように努める。
- (3) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、全ての教育活動を通じて道徳教育及び人権教育を推進し、いじめが心身に及ぼす影響や問題について、生徒の理解を深めさせる。
- (4) いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識する。いじめ問題への対応にあたっては、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないように、保護者、地域住民、県教育委員会等と連携して迅速かつ適切に対応する。

2 いじめの定義 「いじめ防止対策推進法第二条第一項」より抜粋

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 留意事項

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- イ いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が、限定して解釈されることのないように努める。
- ウ いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。
- エ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- オ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。
- カ インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいる場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえて適切な対応をする。
- キ いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応も可能とする。ただしこの場合であっても、法が定義するいじめに該当す

るため、「いじめ防止対策委員会」へ情報共有することは必要である。学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

- ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。
- ケ 加害・被害という二者関係だけでなく、所属する集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成に努める。
- コ 生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって生徒が心身の苦痛を感じている場合はいじめとして認知して適切に対応する。

(2) 具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 校内防止対策組織

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 組織の構成

校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育委員、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラーで構成する。なお必要に応じて生徒の代表、保護者の代表、警察、学校医等をこの委員会の構成員とする。

(2) 組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録をする。また、情報は全教職員と共有する。
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、この委員会を中核として、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者への連携といった対応を組織的に実施する。

(3) 重大事態の場合

この組織を母体としつつ、学校基本方針「9 重大事態への対処」に基づき対応する。

4 未然防止の取組

集会やホームルームなどを通して、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許さない」雰囲気を学校全体に醸成する。

(1) 道徳教育・人権教育の推進

- ア 全教科において、「わかる授業」の実践に取り組み自己肯定感を高めることで、いじめの未然防止

につなげる。また、道徳教育・人権教育の推進を図り、「在り方・生き方」の指導と「自己を大切に他人を思いやる心」・「互いの人格を尊重しあえる態度」の育成に努める。

イ 「いのちを大切に作るキャンペーン」「いじめゼロ宣言」などで、生徒の「いじめ撲滅」の自発的活動や取組を支援し、「話す勇気」「止める勇気」の醸成を図る。

ウ インターネットや携帯電話を利用したネットいじめへの対応として、情報モラルやサイバー犯罪等の講演会を実施する。

エ 県学校ネットパトロールの実施についての情報提供及び注意喚起を行う。

オ いじめに限らず、暴力・暴言などを学校内外から排除する指導を展開する。

カ 部活動において、勝利至上主義にならないように生徒の主体的活動の支援を行う。

(2) 生徒・保護者への啓発活動

ア 1学期始業式終了後、いじめ防止についての講話を実施する。

イ 保護者面談時にいじめに関する資料を配付して説明する。

(3) 職員研修会の実施

ア 教育相談的手法の生徒指導研修会を実施する。

イ 教職員の不適切な認識・言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、体罰禁止を含めた不祥事防止研修会を実施する。

ウ いじめに関する学校としての注意義務

a 一般的な安全注意義務

b いじめの本質を理解する義務

c 生徒の動静把握義務

d いじめの全容解明努力義務

e いじめの防止措置義務

f 保護者に対する報告・協議義務

(4) 特に配慮が必要な生徒に対する措置

個々の生徒の特性を理解し、日常的に適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する指導を日常的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

ア 発達障害を含む、障害のある生徒。

イ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒。

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒。

5 早期発見の具体的取組

(1) 「いじめアンケート調査」を年2回（5月・11月）実施する。

ア いじめ行為の撲滅・抑止及び早期発見を目的とする。

イ 事前に、「いじめの定義」「いじめは人権侵害である」「事実関係の確認をする」ことを説明して実施する。

ウ 内容は、目撃伝聞と直接被害についての確認とする。

エ 記名を原則とするが、希望者は無記名を可とする。

オ 調査用紙は自宅に持ち帰って記入し、封入の上、担任が回収する。

(2) 教育相談体制の整備を図り、生徒が相談しやすい環境づくりを構築する。また、「特別支援教育委員会」を定期的に開催して、問題の早期発見及び解決に努める。

(3) 担任等による定期的な個別面談を行う。

(4) 保護者面談時にいじめについての聞き取り確認を行う。

(5) 電話連絡やスクールメール送信等によって保護者との日常的な連携を密にする（遅刻・早退・欠席連

絡等)。また、重要な連絡文書等については、可能な限りホームページ上に掲載して周知徹底を図る。

(6) 日常的な生徒観察と情報共有に努める。

- ア 生徒が示すささいな兆候・変化・シグナルを見逃さないように、ホームルーム・授業・休み時間・課外活動など、全ての場面での生徒観察に努める。
- イ 全教職員（職員同志・養護教諭・スクールカウンセラー等）が連携し、それぞれの立場で気づいた生徒の変化や生徒の情報を共有するように努めるとともに、管理職への報告・連絡・相談を徹底する。

6 相談・通報

(1) 校内相談窓口

いじめ相談窓口

年度当初及び長期休業前に、いじめ相談窓口をはじめとする学校生活相談窓口に関する周知文書を発出する。

電話 047-373-2141

eメール kohnodai-h@chiba-c.ed.jp

窓口担当者：校長、教頭、特別支援教育委員、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 外部相談窓口

ア 千葉県子どもと親のサポートセンター相談専用フリーダイヤル

0120-415-446

イ 24時間いじめ相談ダイヤル

0570-0-78310

ウ 市川市少年センター

047-320-3340

エ 市川警察署生活安全課

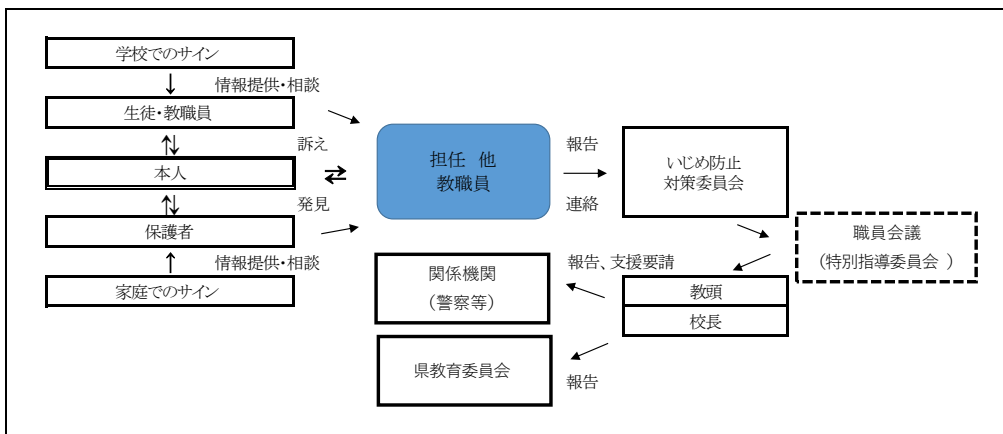
047-370-0110

オ 葛南教育事務所電話相談室

047-433-6031

7 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告・連絡体制



ア 教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、「いじめ防止対策委員会」に情報を報告し、組織的な対応につなげなくてはならない。

イ 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み「いじめ防止対策委員会」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

(2) 事実確認は、原則二人以上の職員で行う。必要に応じて、養護教諭や同性職員の配置などの配慮を行う。

(3) 当事者だけでなく、学級や所属集団等の生徒からの情報を収集する。また、必要に応じて、保護者か

らの聴取を行う。

聴取時の留意事項については別途定める。また、報告書を作成する。

- (4) 被害生徒保護の原則を重視して聴取を行う。また、個人情報の取扱いに留意する。
- (5) 関係生徒の保護者に連絡して理解と協力を得る。特に、被害生徒や通報者に圧力がかかることのないように配慮する。
- (6) 事実確認担当職員は、職員用報告書を作成する。
- (7) 事実確認後、いじめ防止対策委員会において報告書を取りまとめ、事故の概要、警察及び関係機関への連絡・通報の要・不要、被害生徒・所属集団・保護者・加害生徒の対応等について整理検討する。委員会において、加害生徒の行為が特別指導の措置に該当する場合は職員会議で慎重に審議する。

8 指導

- (1) 被害生徒の対応については、適切な配慮を行い、状況に応じて養護教諭やスクールカウンセラー及び関係機関等との連携を図る。また、継続的な面談を行う。
- (2) 加害生徒については、自らの行為の悪質性を理解させ、健全な人間関係を構築することができるように指導する。
問題解決後は、生徒指導主事・担任・スクールカウンセラー等による継続的な面談を行い、必要に応じて養護教諭や教育相談係との連携を図る。
いじめの状況により、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導や懲戒処分、警察との連携による措置を含めた対応をする。
- (3) いじめが解消している状態は、いじめに係る行為が止んでいる状態が、3か月を目安に継続しており、被害生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認した上で判断する。これらの条件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情に勘案して判断する。
- (4) 当該生徒の所属集団において、全ての生徒が集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係構築のための講義や集団内の話し合いを積極的に行う。

9 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

- ア いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる。
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- イ いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる。
- ・相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず迅速に調査する。
- ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合は、重大事態が発生したものと報告・調査をする。
- ### (2) 学校及び県教育委員会への報告、連絡
- ア 学校内では、原則として以下のとおりに報告・連絡する。
発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長ただし、緊急時にはこの順序にかかわらず、臨機応変に対応する。
- イ 校長は、県教育委員会学校安全保健課（電話043-223-4090）へ報告・連絡する。

- ウ 校長は、必要に応じて、警察等関係機関へ相談・通報する。
特に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な事案、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案の場合は、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し対応する。
- (3) 緊急会議
いじめ防止対策委員会を緊急に招集して、具体的な調査方法や対応等を検討する。
- (4) 調査結果
ア いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査で明らかになった事実関係等の情報を速やかに適切に提供する。なお、関係者の個人情報には十分配慮する。
イ 調査の経過と結果については、随時県教育委員会に報告する。
- (5) 県教育委員会が調査を行う場合は、県教育委員会の指示に基づき迅速かつ適切に当該事案に関する資料等の提出を行う。なお、その際もいじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応する。
また、必要に応じて県教育委員会にスーパーバイザーの派遣を要請する。

10 公表・点検・評価

- (1) 学校基本方針はホームページ（<https://cms1.chiba-c.ed.jp/kohonodai-h/>）で公表する。
- (2) 「いじめアンケート調査」、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修等具体的な取組の実施状況について学校の評価項目に設定する。
- (3) 「いじめアンケート調査」の結果及び対応に関して、「いじめ防止対策委員会」において分析を加え、取組の改善を図る。
- (4) 学校基本方針は、年度毎に「いじめ防止対策委員会」の活動の振り返りと（2）の評価結果を踏まえた見直しを行い、必要な修正を加えるものとする。